

ぴゅあスキークラブ会員規約

平成22年10月30日

1. 発足

本クラブは平成12年7月1日をもって発足するものである。

2. 代表・事務所

内田博樹を代表とし、
千葉県松戸市横須賀2-6-12 をクラブ事務所とする。
TEL 047-340-1663 (FAX)

3. 入会・退会・会費

入会金を1,000円とする。(高校生以下500円)
年会費を4,000円とする。(高校生以下2,000円)
これらは、退会の際返却しないものとする。

4. 各種登録

SAJ 会員登録・資格登録・選手管理者登録等に必要な費用は原則として個人負担とする。
ただし、資格登録に関してはクラブ経営状況による。

5. 傷害保険

傷害保険には必ず入ることとする。本クラブが勧める保険に限るものではないが、通年保証されるものが望ましい。

6. 会計

年度終了後、会計報告を行うものとする。 会費の使途は主に県連加盟金、クラブ登録費、通信費、クラブ運営費などである。

7. 通信

郵便、電話、ホームページ、E-mail などを利用するが、これにかかる費用はクラブ通信費からとする。

8. 議決

年2回のクラブミーティング(総会、納会)での決定を基本とする。
緊急時のクラブミーティングを開催する場合は、それ以前に連絡をし、参加したメンバーでの議決をもってクラブの決定とする事を原則とする。

9. その他

クラブ員は、一般社会人・学生としてマナーの向上に努め、クラブの運営・発展に協力することとする。 社会的に恥ずべき行為があった場合など、本クラブ員としてふさわしくないと判断された場合、会長及び議決機関より一方的に退会を命じることができるものとする。

10. 分掌

代表 内田博樹、 総務 安藤哲也、 会計 永山美貴子
代表顧問 : アルペン部 内田博樹、 斉藤博之
 クロスカントリ部 藤枝 力、 高橋正臣
 基礎部 高橋恵美
千葉県スキー連盟代表委員: 武井良太

11. 規約変更

この規約は平成12年7月1日をもって発効し、以後変更の可能性がある。

12. 平成13年 5月12日一部改定。 平成15年10月25日一部改定。
平成18年10月28日一部改定。 平成19年11月 3日一部改定。
平成22年10月29日一部改定。